

千葉県告示第93号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和4年4月22日付千葉県告示第346号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）について指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指 - 56）

令和5年2月9日

千葉市長 神谷俊一

1 指定を解除する区域

指 - 56 要措置区域の全部

千葉市中央区南町一丁目4番5、4番6、4番20、4番21（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

該当なし

4 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

(別図1)



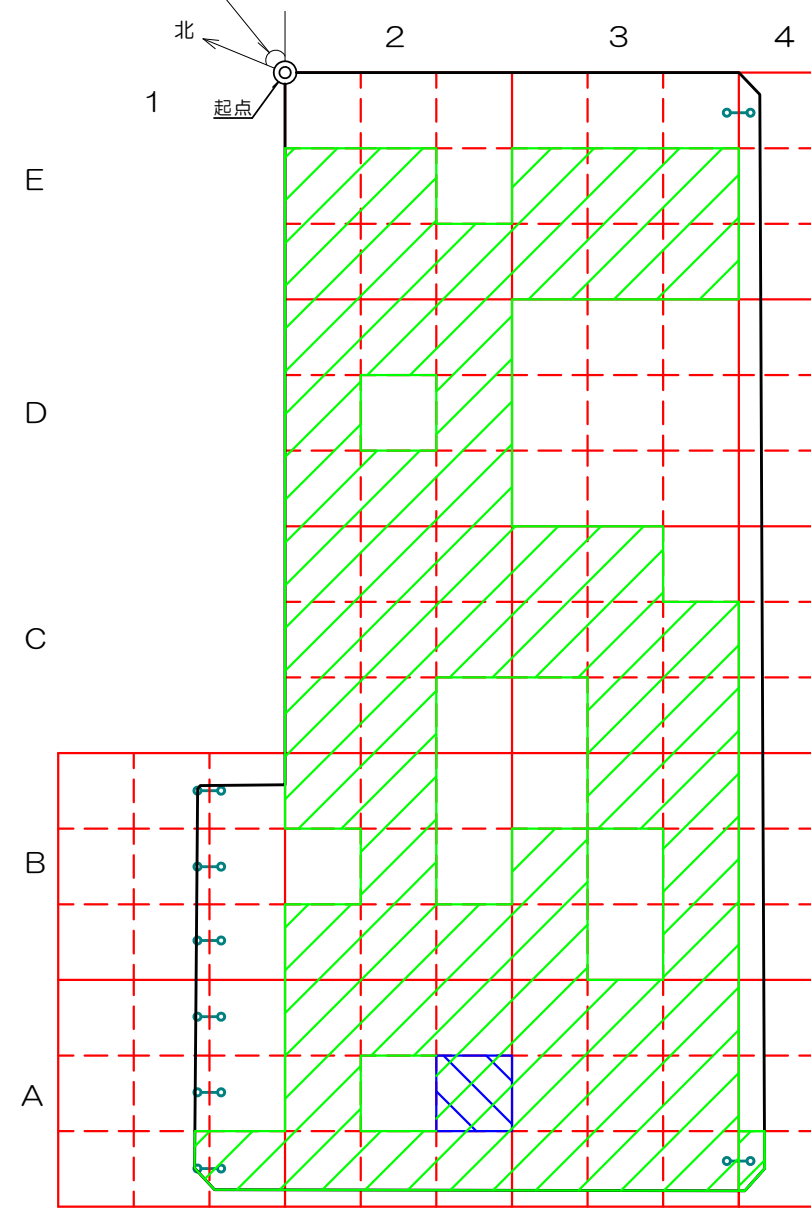
出典：国土地理院

基準超過位置図

所在：千葉県千葉市中央区南町1丁目地内

67度35分18秒

S = 1 : 1000



単位区画番号

3	6	9
2	5	8
1	4	7

凡 例	
	調査対象地
	30m格子
	単位区画
	統合区画 (130㎡以下)
	指定解除区画 (ふっ素及びその化合物)
	指定解除区画 (ほう素及びその化合物)